

京都市告示第422号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年3月5日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	西野水0063号	山科区西野野色町100番地地先 同町130番地の8地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	音羽水0002号	山科区音羽珍事町44番地の2地先 同町47番地の3地先	点
2	上花山水0013号	山科区上花山久保町41番地の1地先 同町25番地の1地先	点
3	上花山水0014号	山科区上花山久保町41番地の1地先 同町25番地の1地先	点
4	羽束師水0147号	伏見区羽束師古川町116番地の9地先 同町116番地の68地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起	廃止する終	点
------	----	-------	-------	---

1	西野水0020号	山科区西野野色町99番地地先 同町130番地の8地先
2	厨子奥水0005号	山科区厨子奥尾上町14番地の140地先 同町14番地の72地先
3	久我水0038号	伏見区久我東町2番地の122地先 同町2番地の95地先

(建設局土木管理部道路明示課)